

# 解答用紙

2019年10月9日

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	公益社団法人 <b>日本年金数理人会</b>					
<b>問題 1</b>								
設問 1	A	(ツ)	B	(ニ)	C	(フ)	D	(セ)
	E	(ク)	F	(オ)	G	(シ)	H	(マ)
設問 2	A	(ク)	B	(ナ)	C	(ケ)	D	(サ)
	E	(キ)	F	(テ)	G	(フ)	H	(ト)
設問 3	A	(エ)	B	(オ)	C	(コ)	D	(ス)
	E	(ニ)	F	(ツ)				
設問 4	A	(ク)	B	(ス)	C	(キ)	D	(ナ) または (フ)
	E	(フ) または (ナ)		F	(ハ) または (マ)		G	(マ) または (ハ)
設問 5	A	(エ)	B	(オ)	C	(ケ)	D	(ス)
	E	(ツ)	F	(ナ)	G	(ノ)		
設問 6	A	(サ)	B	(ウ)	C	(ヌ)	D	(ソ)
	E	(ツ)	F	(ク)				
設問 7	A	(ウ)	B	(オ)	C	(サ)	D	(ソ)
	E	(チ)	F	(ニ)				
設問 8	A	(ア)	B	(コ)				

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 2

設問 1	①	三分の二以上
	②	三週間
	③	同意をしたものとみなすことができる
	④	公告
	事由	以下のうち 1 つ

- ・ 投資法人が登録の取り消しを受けたこと
- ・ 運用の方法に係る契約の相手方について破産手続開始の決定があったこと
- ・ 受益証券が投資信託約款の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと

設問 2	第一号の損失の可能性が、前号の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲 内のものであること
------	---

設問 3	・ 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置を継続的に講じるよう努めなければならない。 ・ 企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。
------	---

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 3

設問 1	① 百分の五十
	② 四百八十
	③ 男子
	④ 標準賞与額

設問 2	<新規裁定年金>
	改定率
	=名目手取り賃金変動率(0.6%)×マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.2%) ×前年度までのマクロ経済スライドの未調整(▲0.3%)=0.1%□
	<既裁定年金>
	改定率
	=物価変動率(0.4%)×マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.2%) ×前年度までのマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)=▲0.1%
だが、改定率は0を下回らないため、改定率は0%	

# 解答用紙

2019年10月9日

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	公益社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	------------------------

## 問題 4

<b>設問 1</b>	①	第二号、第五号及び第六号
	②	掛金の額の大幅な上昇
	③	事業主掛金
	④	資産管理機関

<b>設問 2</b>	合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなる	
	ため、当該格差を是正する必要がある場合	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	

<b>設問 3</b>	変更後のリスク分担型企业年金において、規則第 5 3 条第 3 項に規定するリスク充足額	
	が財政悪化リスク相当額の 2 分の 1 以上であること	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (1枚目)

設問 1	
	別途積立金を留保した場合の過去勤務債務は、
	再計算後数理債務－純資産額＋別途積立金＝1900－1800＋100＝200
	(単位は百万円、以下同様)
	過去勤務債務を事業所別に配分する際、加入者数、給与、数理債務比で按分する
	ことができるが、A事業所の拠出額が最も小さくなる加入者数比で按分する。
	A事業所の過去勤務債務＝200×100÷190＝105
	B事業所の過去勤務債務＝200×90÷190＝95
	最短の償却期間は3年なので、A事業所の特別掛金率＝105÷2.9416÷200＝17.8%
	B事業所の特別掛金率＝95÷2.9416÷170＝19.0%

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (2枚目)

設問2	
	上限リスク対応額は、
	再計算後数理債務+財政悪化リスク相当額-純資産額-特別掛金収入現価
	=1900+700-1800-200=600
	リスク対応額は上限リスク対応額の半額とするので、 $600/2=300$
	リスク対応額を事業所別に配分する際、加入者数、給与、数理債務比で按分する
	ことができるが、A事業所の拠出額が最も大きくなる給与比で按分する。
	A事業所のリスク対応額= $300 \times 200 \div 370 = 162$
	B事業所のリスク対応額= $300 \times 170 \div 370 = 138$
	最短の拠出期間は5年なので、A事業所のリスク対応掛金率= $162 \div 4.8077 \div 200 = 16.8\%$
	B事業所のリスク対応掛金率= $138 \div 4.8077 \div 170 = 16.9\%$

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	公益社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	------------------------

問題 6

設問 1	A	優良社債	B	政府債
	C	通貨	D	デュレーション
	E	重要性及び比例性		

設問 2	<p>日本基準は『退職給付に関する会計基準』『退職給付に関する会計基準の適用指針』において特段の規定はなく、『退職給付会計に関する数理実務ガイダンス』において「将来の死亡率の変化が合理的に見込まれ、かつ、重要性が高いと判断される場合には、これを織り込むことが考えられる」とある。</p> <p>IAS19では「死亡率の予想される変動を考慮に入れる」と規定されており、『IAS19に関する数理実務基準』においても、「重要性および比例性を考慮して、制度の加入者および受給権者の将来の死亡率の予想される変化を反映させる」と規定されている。</p>
------	--

設問 3	<p>平均残存勤務期間は、在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間であり、原則として、退職率と死亡率を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定するが、標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定することもできる。標準的な退職年齢は、定年年齢、退職給付算定上の終了年齢及び退職者の平均年齢等、実態に即した年齢を用いる。</p> <p>平均残存勤務期間は原則として毎年度末に算定する。ただし、従業員の退職状況に大きな変化がみられない場合は、直近時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできる。他方、従業員の年齢構成が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の計算基礎を見直した場合には、平均残存勤務期間についても見直しの要否を検討しなければならない。</p>
------	---

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (1枚目)

ともに上場企業であるA社とB社の合併に伴う退職金・年金制度の統合について、年金数理人としてアドバイスすべきことを述べる問題である。解答にあたっては、A社およびB社の現状と統合後の意向を踏まえ、自分なりに課題を整理し解決策を提案する所見が記載されていればよい。

論理構成としては例えば、A社およびB社の現状と統合後の意向を踏まえた課題を整理し、解決策を提案するといったことが考えられる。以下は、A社およびB社の現状と統合後の意向を踏まえた課題整理とその解決策となる給付設計の例である。

<課題整理>

- ①退職金制度の給付水準 … A社：2,000万円、B社：1,500万円と異なる。また、A社の終身年金を考慮するとB社とは一時金水準以上に格差がある。
- ②退職金制度からの移行割合 … A社：50%、B社：80%と異なる。年金制度の給付減額を回避するために、引上げを検討したい。
- ③年金制度の支給形態 … A社：65歳支給開始15年保証終身、B社：60歳支給開始10年確定年金と異なる。死亡率改善リスクの抑制のために終身年金割合引下げや確定年金化の検討が必要。
- ④給付利率 … A社：5.5%、B社：1.5%と異なる。A社の5.5%は実勢金利との乖離が大きい。
- ⑤資格喪失年齢・定年年齢 … A社：65歳、B社：60歳と異なる。合併後の定年年齢は65歳と決定している。資格喪失年齢の見直しにより給付減額となる可能性に留意が必要。
- ⑥予定利率 … A社：2.5%、B社：1.5%と異なる。統合後の予定利率1.5%に見合う資産構成に見直しを行うことで、運用リスクの抑制は可能と思われる。
- ⑦経過措置 … 合併前の制度設計による給付額との連続性を考慮する意向がある。合併前の過去期間分の原資は従前ベースとし、将来分は統一する方法などが考えられる。
- ⑧掛金拠出余力 … 合併後5年間程度はキャッシュアウトの余力がある。5年経過後は現行掛金の1.5倍以内との制約がある。特別掛金およびリスク対応掛金を設定する場合、5年以内で償却・拠出が完了するような検討が必要。キャッシュアウトの余力があることから、会社の経営状況は悪くないと想像され従業員に負担を強いる給付減額の回避の検討も必要と思われる。



科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (2枚目)

⑨退職給付会計 … 期間帰属方法がA社：給付算定式基準、B社：期間定額基準と異なる。合併後の給付設計や最終年齢の見直しによる影響にも留意が必要。

<給付設計>

【給付設計の内容と意図・目的】

1. 退職金制度の給付水準：2,800万円

後述3、4の終身年金の廃止・給付利率の適正化を実施後の実質価値を維持するために、終身コスト、給付利率が1.5%を上回る金利上乗せコストの一時金評価相当額を退職金額(2,000万円)に上乗せ。

2. 退職金制度からの移行割合：90%

資格喪失年齢の見直しにより、B社の資格喪失年齢が60歳から65歳に引き上がる。給付減額を回避する目的で移行割合を引上げる。

3. 年金制度の支給形態：65歳支給開始15年確定年金

企業年金では老後の一定期間を保証し、これを超える期間は公的年金が担うと考え設定する。

4. 給付利率・予定利率：1.5% (統合後の予定利率は1.5%と決定している)

実勢金利との乖離を解消し、運用リスクの抑制を図る。資産構成の見直しも行う。

5. 資格喪失年齢・定年年齢

統合後の定年年齢65歳に合わせ、資格喪失年齢も65歳とする。

6. 経過措置

A社は過去分から給付水準の見直しをする。B社は合併前の給付水準1,500万円をベースに移行時持分を設定する。

7. 掛金額

標準掛金：659百万円。現行のA社とB社の掛金合計額の1.5倍(690万円)以内とする。

特別掛金は、1,688百万円の5年間償却とする。標準掛金と特別掛金の合計額以上のキャッシュアウトの意向があればリスク対応掛金も設定する。その場合、特別掛金の償却期間<リスク対

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (3枚目)

応掛金の拠出期間であることから、特別掛金の償却期間を4年11月にする等の検討が必要。

【給付設計の算出根拠】

・ 終身コスト、1.5%を上回る金利上乘せコストの一時金評価額（予定利率1.5%ベース）

$$\text{退職金} 2,000 \text{万円} \times \text{移行割合} 50\% \times (216.69 / 123.46 - 1) = 755 \text{万円}$$

$$\text{退職金} 2,000 \text{万円} + 755 \text{万円} = 2,755 \text{万円} \Rightarrow \text{合併後の退職金} 2,800 \text{万円}$$

・ 標準掛金額 =  $270 \text{百万円} \times (123.46 / 216.69) \times (2,800 \text{万円} \times 90\% / 1,000 \text{万円})$   
 $\times (1,700 \text{人} / 1,000 \text{人}) = 659 \text{百万円}$

・ A社数理債務 =  $10,100 \text{百万円} \times (123.46 / 216.69)$   
 $\times (2,800 \text{万円} \times 90\% / 1,000 \text{万円}) + 4,400 \text{百万円} = 18,901 \text{百万円}$

・ B社数理債務 =  $10,100 \text{百万円} \times (123.46 / 216.69) \times (1,500 \text{万円} \times 90\% / 1,000 \text{万円})$   
 $\times (700 \text{人} / 1,000 \text{人}) + 400 \text{百万円} = 5,838 \text{百万円}$

・ A社とB社の数理債務合計 = 24,739百万円

・ 過去勤務債務額 =  $24,739 \text{百万円} - (13,100 \text{百万円} + 3,200 \text{百万円}) = 8,439 \text{百万円}$

$$\text{特別掛金額} = 8,439 \text{百万円} / 5 = 1,688 \text{百万円} \quad (\text{概算のため、5で除して算定})$$

・ 合併後5年間の標準掛金と特別掛金の合計（2,347百万円）とA社とB社のキャッシュアウトの意向を比較し、掛金拠出の余力が残っていれば、リスク対応掛金を設定する

<退職給付会計への影響>

・ A社の場合、合併前は15年保証終身年金かつ給付利率5.5%と年金が有利であったため、一時金選択割合は高くないと推察されるが、合併後に一時金選択割合が高くなると、割引率の設定水準によるが退職給付債務、勤務費用は増加する傾向があることに留意が必要である。

・ B社の場合、費用配分の終点が60歳から65歳に変わることで、費用配分の方法が期間定額基準から給付算定式基準に変わることにより、退職給付債務が減少する傾向である。また、将来分の給付水準が引き上がることにより、勤務費用が増加する傾向であることに留意が必要である。